八千代市地域防災計画（素案）

【総則編】

令和　年　月

八千代市防災会議

［総則編］　目　次

第１節　計画の策定方針 1
　第１　計画の目的 1
　第２　計画の性格及び災害の範囲 1
　第３　他の計画との関係 2
　第４　計画の修正 3
第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 4
　第１　市 4
　第２　県 5
　第３　指定地方行政機関 6
　第４　自衛隊 8
　第５　指定公共機関 8
　第６　指定地方公共機関 10
　第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 10
　第８　市民・自主防災組織・事業者等 12
第３節　市の概況 14
　第１　自然的条件 14
　第２　社会的条件 17
第４節　防災ビジョン 20
　第１　基本方針 20
　第２　基本目標 21

第１節　計画の策定方針

第１　計画の目的
第２　計画の性格及び災害の範囲
第３　他の計画との関係
第４　計画の修正

第１　計画の目的

八千代市地域防災計画（以下「本計画」という。）は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により，八千代市防災会議が作成する計画である。

次の基本理念を踏まえて市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を有効に発揮し，市の地域における防災に関し，災害予防，災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより，市の地域並びに市民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【基本理念】

(1) 地域の自然特性や社会特性を踏まえて災害を常に想定する。また，災害発生時には被害を最小化し，迅速に回復させる。
(2) 市及び防災関係機関の適切な役割分担と相互の連携協力を確保する。また，市民の自助による取組や自主防災組織等の地域の共助による取組みを促進する。
(3) 災害に備える対策を適切に組み合わせ，一体的に実施する。また，科学的知見や過去の災害から得られた教訓を踏まえて災害対策を継続的に改善する。
(4) 情報収集が困難な場合にもできる限り的確に災害状況を把握し，人材・物資等の必要な資源を適切に配分することで，市民の生命及び身体を最優先に保護する。
(5) 被災者の主体的な取組を推奨しつつ，被災者の年齢，性別，障害等の事情を踏まえて適時・適切に援護する。
(6) 災害発生時は速やかに施設を復旧し，また，被災者を援護し，災害からの復興を図る。

第２　計画の性格及び災害の範囲

１　計画の性格

(1) 本計画は，市の地域に係る防災に関し，市の処理すべき事務又は業務を中心として，県，防災関係機関，公共的団体，市民及び事業所の処理分担すべき事務，業務又は任務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
(2) 本計画は，県，防災関係機関，公共的団体，市民及び事業所の責任を明確にするとともに，各機関等が防災に関し行う事務，業務又は任務の一貫性を図る能動的な計画である。
(3) 本計画は，災害に対処するための恒久的な計画である。
(4) 本計画は，本市の地域特性，平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の教訓及び防災に関わる社会構造の変化等を踏まえた計画である。

２　災害の範囲と計画の構成

本計画で扱う災害の範囲は，震災，風水害，大規模事故災害とする。また，これら３つの災害ごとの編と，すべての災害に共通する総則，資料をあわせて次の５編で構成する。

八千代市地域防災計画	総　則　編	計画の目的，防災関係機関の業務大綱，災害に関わる地域の自然環境，社会環境等
	震　災　編	地震災害，南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画，本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
	風　水　害　編	水害，土砂災害，風害等
	大規模事故編	大規模火災，林野火災，危険物等災害，鉄道災害，航空機災害，道路災害，放射性物質事故
	資　料　編	資料，様式，条例等

第３　他の計画との関係

１　他の法令に基づく計画との関係

本計画は，市の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって，指定行政機関等が作成する防災業務計画及び千葉県地域防災計画に矛盾し，又は抵触するものであってはならない。

２　八千代市総合計画及び八千代市国土強靭化地域計画との関係

本計画は，「八千代市第５次総合計画」の基本構想にある「人がつながり　未来につなぐ　緑豊かな　笑顔あふれるまち　やちよ」の実現や「八千代市国土強靭化地域計画」の基本目標にある「「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域」の実現に向けての諸施策と整合を図り，併せて「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」（平成 28 年３月），「八千代市直下型地震等被害量予測業務調査報告書」（平成 16 年３月）による想定結果を踏まえ，「安心・安全に暮らせるまちづくり」に配慮したものである。

したがって，総合計画に修正が生じ，本計画を修正する必要がある場合は，市防災会議において調整を図るものとする。

３　地区防災計画との関係

本計画に，災害対策基本法第 42 条第３項の規定により，地区防災計画を定めようとするときは，計画提案者は，市防災会議事務局（総務部危機管理課）に地区防災計画の素案を添えて提出しなければならない。市防災会議事務局は，計画の不備，活動の実体，地区の理解及び行政との連携の妥

当性等を確認して市防災会議に地区防災計画を提出する。

市防災会議は本計画への抵触等を判断し，必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定めるものとする。なお，必要がないと判断した場合は，その理由等を提案者に通知するものとする。

第４　計画の修正

本計画は，災害対策基本法第 42 条第１項の規定により，毎年検討を加え，必要があると認めるときは，これを市防災会議において修正する。

したがって，各機関は，関係のある事項について検討し，毎年，市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに，計画修正案を市防災会議（事務局：総務部危機管理課）へ提出しなければならない。

なお，修正に当たっては，女性や高齢者，障害者等に配慮し，「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（内閣府　令和２年５月）」に基づいた男女共同参画を始めとする多様な視点を取り入れるものとする。

第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　市
第２　県
第３　指定地方行政機関
第４　自衛隊
第５　指定公共機関
第６　指定地方公共機関
第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
第８　市民・自主防災組織・事業者等

第１　市

市は，災害予防，災害応急対策及び災害復旧対策に関し，次のことを実施する。

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市	1　八千代市防災会議及び八千代市災害対策本部に関すること 2　防災に関する組織の整備に関すること 3　防災都市づくり事業の推進に関すること 4　防災に関する施設及び設備の整備，点検に関すること 5　防災に関する資材及び物資の備蓄，整備に関すること 6　市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成・指導に関すること 7　防災知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること 8　防災に関する調査研究に関すること 9　災害に関する情報の収集，伝達及び被害の調査に関すること 10　避難所の開設に関すること 11　市域にある市民等への避難指示及び誘導に関すること 12　市域にある市民等への災害時広報及び災害相談に関すること 13　被災者の救難，救助，保護に関すること 14　緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること 15　被災した市施設・設備の応急復旧に関すること 16　災害時における清掃，防疫その他の保健衛生に関すること 17　災害時における文教対策，給水等の応急措置に関すること 18　災害対策要員の動員，雇上げに関すること 19　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 20　管内の防災関係機関が実施する災害応急対策の調整に関すること 21　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること 22　災害復旧の実施に関すること 23　被災産業に対する融資等の対策に関すること 24　関係機関に対する応援の要請に関すること 25　被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

第２　県

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
県	1　千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3　災害時における災害に関する被害の調査報告，情報の収集及び広報に関すること 4　災害の防除と拡大の防止に関すること 5　災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7　被災産業に対する融資等の対策に関すること 8　被災県営施設の応急対策に関すること 9　災害時における文教対策に関すること 10　災害時における社会秩序の維持に関すること 11　災害対策要員の動員，雇上げに関すること 12　災害時における交通，輸送の確保に関すること 13　被災施設の復旧に関すること 14　市町村が処理する事務及び事業の指導，指示及びあっせん等に関すること 15　災害対策に関する自衛隊への派遣要請，国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16　災害救助法に基づく被災者の救助，保護に関すること 17　被災者の生活再建支援に関すること 18　市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

※関係する主な県の出先機関

（葛南地域振興事務所）

（習志野保健所（習志野健康福祉センター）以下「習志野保健所」という。）

（動物愛護センター東葛飾支所）

（千葉土木事務所）

※県の警察行政機関（千葉県警察）の出先機関

（八千代警察署）

（注）本文中では，出先機関にのみ該当する場合は出先機関名で記す。

第３　指定地方行政機関

機関名(出先機関)	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
関東管区警察局	1　管区内各警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2　管区内各警察の相互援助の調整に関すること 3　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5　津波，噴火警報等の伝達に関すること
関東財務局 (千葉財務事務所)	1　立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2　融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること 3　国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小･中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (3) 地方公共団体が水防,消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること (6) 県又は市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること 4　民間金融機関等に対する指示，要請関係 (1) 災害関係の融資に関すること (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること (3) 手形交換，休日営業等に関すること (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること (5) 営業停止等における対応に関すること
関東信越厚生局	1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2　関係職員の派遣に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局 （千葉県拠点）	1　農業関係，卸売市場及び食品産業事者等の被害状況把握に関すること 2　応急用食料・物資の支援に関すること 3　食品の需給・価格動向調査に関すること 4　飲食料品，油脂，農畜産物等の安定供給対策に関すること 5　飼料，種子等の安定供給対策に関すること 6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること 7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10　被害農業者に対する金融対策に関すること

機関名(出先機関)	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
関東森林管理局	1　国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関すること 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1　生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3　被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保安に関すること
関東運輸局（千葉運輸支局）	1　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2　災害時における被害者，災害必要物資等の輸送調整に関すること 3　災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
関東地方整備局（千葉国道事務所）	1　災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること (2) 通信施設等の整備に関すること (3) 公共施設等の整備に関すること (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること (7) 豪雪害の予防に関すること 2　災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集，災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること (2) 水防活動，避難誘導活動等への支援に関すること (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること (4) 災害時における復旧資材の確保に関すること (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること (7) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること 3　災害復旧 災害発生後，できる限り速やかに現況調査を実施し，被災施設の重要度，被災状況を勘案の上，二次災害の防止に努めるとともに，迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
成田空港事務所	1　災害時における航空機による輸送に関し，安全を確保するための必要な措置に関すること 2　遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3　地殻変動の監視に関すること
東京管区気象台（銚子地方気象台）	1　気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること 2　気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報・警報等の防災情報の発表，伝達及び解説に関すること

機関名(出先機関)	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
	3　気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に関すること
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）の派遣に関すること 3　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局（船橋労働基準監督署）	1　工場，事業所における労働災害の防止に関すること 2　労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2　廃棄物処理施設等の被害状況，がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3　放射性物質（2011 年３月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4　行政機関等との連絡調整，被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集，提供等に関すること
北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第４　自衛隊

機関名(出先機関)	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
陸上自衛隊 ※習志野駐屯地 （第一空挺団）	1　災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 防災資材の整備及び点検に関すること (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること 2　災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動，民生支援及び復旧支援に関すること (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第５　指定公共機関

機関名(出先機関)	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
東日本電信電話㈱ ㈱ＮＴＴドコモ	1　電気通信施設の整備に関すること 2　災害時等における通信サービスの提供に関すること

機関名（出先機関）	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 （千葉県支部）	1　医療救護に関すること 2　こころのケアに関すること 3　救援物資の備蓄及び配分に関すること 4　血液製剤の供給に関すること 5　義援金の受付及び配分に関すること 6　その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 （千葉放送局）	1　県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2　県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること 4　被災者の受信対策に関すること
（独）水資源機構 (千葉用水総合管理所)	1　水資源開発施設（ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，用水路等）の新築又は改築及び維持管理に関すること 2　水資源開発施設の災害復旧工事に関すること
成田国際空港㈱	1　災害時における空港の運用に関すること 2　空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること 3　帰宅困難者対策に関すること
東京ガス㈱ （千葉支社） 東京ガスネットワーク㈱	1　ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること 2　ガスの供給に関すること
日本通運㈱ （千葉支店）	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド㈱ （京葉支社）	1　災害時における電力供給に関すること 2　電力設備の応急対策と災害復旧に関すること
日本郵便㈱ （八千代郵便局）	1　災害時における郵便事業運営の確保に関すること 2　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること 3　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱	災害時における物資の輸送に関すること

第６　指定地方公共機関

機関名（出先機関）	事務又は業務の大綱
印旛沼土地改良区	1　防災ため池等の施設の整備と管理に関すること 2　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
印旛利根川水防事務組合	1　水防施設資材の整備に関すること 2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3　水防活動に関すること
大多喜ガス㈱（八千代事業所） 日本瓦斯㈱（八千代営業所） （公社）千葉県ＬＰガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
京成電鉄㈱ 東葉高速鉄道㈱	1　鉄道施設の保全に関すること 2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3　帰宅困難者対策に関すること
(公社)千葉県医師会	1　医療及び助産活動に関すること 2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること 2　歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
(一社)千葉県薬剤師会	1　調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3　地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	1　医療救護活動に関すること 2　看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送㈱ ㈱ニッポン放送 ㈱ベイエフエム	1　県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2　県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名（出先機関）	事務又は業務の大綱
㈱ジェイコム千葉（八千代局）	1　市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2　市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(一社)八千代市医師会	1　医療及び助産活動に関すること 2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること
（一社）八千代市歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること 2　歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること 3　歯科診療記録等による被災者の身元確認に関すること
（一社）八千代市薬剤師会	1　医薬品の調達，供給に関すること 2　薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

機関名（出先機関）		事務又は業務の大綱
病院等医療施設		1　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること 2　災害時における収容者の保護及び誘導に関すること 3　災害時における病人等の収容及び保護に関すること 4　災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること
北千葉広域水道企業団		1　取水・導水施設及び送水・配水に関すること 2　応急給水活動に関すること
八千代市建設連合会	八千代市建設業協会	1　道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3　応急仮設住宅の建設，被災住宅の応急修理の協力に関すること 4　その他災害時における建設活動の協力に関すること 5　加盟各事業者との連絡調整に関すること
	八千代市管工事協同組合	1　災害時における上水道の復旧活動の協力に関すること 2　加盟各事業者との連絡調整に関すること
	八千代市電友会	1　災害時における電気施設の復旧活動の協力に関すること 2　加盟各事業者との連絡調整に関すること
	八千代市造園建設業組合	1　道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3　その他災害時における建設活動の協力に関すること 4　加盟各事業者との連絡調整に関すること
	千葉県建築士会（八千代支部） 千葉県建築士事務所協会 八千代塗看防工事業協同組合	1　災害時における建設活動等の協力に関すること 2　加盟各事業者との連絡調整に関すること
東洋バス㈱		災害時における旅客自動車（バス）による人員，物資等の輸送のための車両の供給に関すること
金融機関		被災事業者等に対する資金の融資に関すること
八千代市農業協同組合		1　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること 3　被災農家に対する融資及びあっせんに関すること 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保，あっせんに関すること 5　災害時における食料及び物資の供給に関すること 6　農産物の需給調整に関すること
八千代商工会議所 その他商工関係団体 大規模商業施設		1　市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2　災害時における物価安定についての協力に関すること 3　救助物資，復旧資材の確保，あっせん，輸送等についての協力に関すること 4　帰宅困難者等対策に関すること
高圧ガス，石油等販売業組合		1　災害時における高圧ガス，石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2　災害時における高圧ガス，石油等の供給に関すること 3　被災施設の応急処理と復旧に関すること 4　加盟各事業者との連絡調整に関すること

機関名（出先機関）	事務又は業務の大綱
危険物・有毒物等保管施設の管理者	1　安全管理の徹底に関すること 2　防護施設の整備に関すること
社会福祉施設管理者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
学校法人	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること 3　災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること 4　被災施設の災害復旧に関すること
八千代市防犯組合連合会	1　災害危険個所，異常現象等を発見した場合の市，警察署，消防本部への連絡通報に関すること 2　その他災害応急対策についての協力に関すること
八千代市赤十字奉仕団 社会教育関係団体	1　被災者に対する炊き出し，救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること 2　その他災害応急対策についての協力に関すること
八千代市社会福祉協議会	1　要配慮者の支援に関すること 2　社会福祉施設の被害状況の調査の協力に関すること 3　高齢者・心身障害者等の保護の協力に関すること 4　被災者に対する生活確保のための援助の協力に関すること 5　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
八千代市防災設備協同組合	1　消火機器及び消火薬剤の調達の協力に関すること 2　防災物品調達の協力に関すること
協同組合八千代トラックセンター	救助物資，復旧資材の輸送等についての協力に関すること
八千代市自治会連合会 町会・自治会 自主防災組織	1　要配慮者の支援に関すること 2　避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること 3　被災者に対する炊き出し，救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること 4　被害状況調査，広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 5　自主防災活動の実施に関すること

第８　市民・自主防災組織・事業者等

１　市民

(1) 市・県等から防災に関する情報を積極的に収集し，自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため，住宅の耐震診断・改修等震災の予防等の防災対策を自発的かつ積極的に行う。また，食料，飲料水その他の生活必需物資等の備蓄，非常持出品の準備，家具・大型家電の転倒防止，ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など，各家庭での身近な震災発生時の備えを講ずるとともに，災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること。

(2) 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに，消防団（水防団），自主防災組織等及びボランティアが実施する自発的な防災活動に積極的に参加し，住民自らが隣近所，地域で協力し

合い行動できるよう，地域コミュニティの形成に努めること。また，過去の災害から得られた教訓の伝承や，災害の未然防止，被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

(3)円滑な避難所運営ができるよう，避難所生活及び運営における相互協力に努めること。

２　事業者

(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全確保に努めるとともに，地域の防災活動に積極的に参加し，自主防災組織等との連携を図るなど，地域における防災力の向上に寄与すること。

(2) 集客施設を保有する事業者にあっては，来客者の安全確保に努めること。

(3) 事業者等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに，防災訓練の実施，復旧計画の策定，サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて，防災活動の推進に努めること。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を行う事業者は，災害時にも事業を継続するとともに，当該事業活動に関し，国，県又は市が実施する防災施策への協力に努めること。

３　ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに，災害時には行政機関と協力して，迅速な救援・救護活動の実施に寄与すること。

第３節　市の概況

第１　自然的条件
第２　社会的条件

第１　自然的条件

１　位置

(1) 位置

本市は，首都東京（都心）から 31ｋｍ，県都千葉市（中心部）から 13ｋｍ，成田国際空港から 26ｋｍに位置する。

(2) 緯度，経度

八千代市役所（大和田新田 312 番地の５）の緯度，経度は次のとおりである。

東　　経	140° 05′ 59″
北　　緯	35° 43′ 21″

(3) 隣接市

本市の隣接市は，次のとおりである。

なお，北は神崎川，印旛沼干拓地を隔てて印西市及び白井市と相対している。

東	佐倉市
西	船橋市
南	千葉市，習志野市
北	印西市，白井市

２　面積，ひろがり及び標高

本市の面積，ひろがり及び標高は，次のとおりである。

なお，面積は，千葉県全体の面積の約１％を占める。

(1) 市の面積，ひろがり及び標高

面　　積	ひろがり		標　　高	
	東　西	南　北	最　高	最　低
51.39km^2	8.1km	10.2km	30m	５ｍ

(2) 地域別面積

地　　域	阿　蘇	村　上	睦	大和田
面　　積	11.2km^2	6.3km^2	14.1km^2	7.2km^2
地　　域	高津・緑が丘	八千代台	勝田台	計
面　　積	6.9km^2	3.3km^2	2.4km^2	51.4km^2

（八千代市第５次総合計画前期基本計画　地域別計画における地域区分）

３　地形

本市は，東京湾の湾奥部に位置し，地形は台地・段丘，谷底平野で構成される。
それぞれの地形の特徴は，次のとおりである。

(1) 台地・段丘

台地面は，高位のものから下総上位面，下総下位面，千葉段丘（２段）の４面からなっている。この地域には，下総台地のほか，台地面に分布する凹地・浅い谷や，これらの自然地形を人工的に開発した人工改変地が分布する。

台地・段丘を構成するそれぞれの地形の特徴は，次のとおりである。

下総上位面	約12～13万年前に形成された台地面で，平均標高は20～25mであり，京成八千代台駅付近が最も高く28mとなっている。
下総下位面	約８万年前に形成されたもので，下総上位面より一段低い面である。上位面との比高差は５m程度であり，その境界は明確ではない。
千葉段丘	河岸段丘であり，上下２段（千葉第１段丘・千葉第２段丘）に区分される。下位面である第２段丘は約３万年前に形成され谷底平野との比高差は２～４mで，台地の最縁部に細長く分布している。上位面である第１段丘は約６万年前に形成され，その面積は狭く，新川，桑納川沿いにわずかに見られるのみである。
台地上の凹地・浅い谷	台地面は，基本的に平坦であるが，なだらかな起伏をもっている。この起伏のうち，周囲よりやや低くなっている場所が台地上の凹地・浅い谷である。いずれも周囲の台地からの表流水が集まりやすい地形である。
人工改変地	台地などの斜面を，主として切り取って造成した平坦地又は緩傾斜地で，盛土地，埋谷地，切土地，盛土・切土斜面である。谷底平野の盛土地と隣接する部分は，一連の開発によって斜面を切り盛りした可能性が高い。このような切り盛り境界は，地震動に弱く，強い地震時には地盤に変状をきたし，周囲の建築物に被害を及ぼす可能性がある。

(2) 谷底平野

台地面を浸食して形成された細長い谷で，形成年代の古い下総上位面・下総下位面でよく発達している。この谷は，約 6,000 年前（縄文時代）の海面上昇時には入り江になっていた地域で，軟弱な地層が堆積している。近年の開発に伴って，谷底平野の最上流部は至る所で盛土地に転換されている。

４　地質

基盤は，本市直下では南に向かって緩やかに傾斜しており，地震の際にゆれが集中するような構造ではないことが分かっている。地震時の揺れやすさを市域で相対的に評価するには，むしろ地表近くの地盤条件が大きく影響してくると考えられる。そこで，次には，主に表層付近の地質の概要をまとめる。

本市の表層地質は，台地部と低地部に大きく分けられ，それぞれ下総層群及び関東ローム層と沖積層が分布している。いずれも第四紀（約 200 万年前～現在）という最も新しい地質時代に形成されたものである。

台地部の地質	下総上位面・下総下位面の地表は，関東ローム層で覆われており，このローム層を剥ぐと下総層群（成田層群とも呼ばれる）が現れる。千葉段丘（２段）の場合は，関東ローム層と下総層群の間に段丘砂礫層を含む。台地部の地質は，本市域では最も古い時代に形成されたものであるため，比較的良好な地盤であるといえる。
低地部の地質	低地部の地表は，沖積層で覆われている。沖積層は，第四紀更新世～完新世に堆積した地層で，軟弱な堆積物からなる。堆積物は，泥質堆積物と砂質堆積物に大別され，地形や堆積環境に大きく影響された分布になっている。 台地を刻む谷底平野では，水はけが悪く，泥質堆積物若しくは有機質を含む泥質堆積物となり，軟弱な地盤を形成している。沖積層は軟弱地盤であるため，層が厚くなる地域では，地震動の影響が大きくなるため注意が必要である。

５　気象

下総台地の西部に位置する本市は，冬には北ないし北西の風が強く，夏には海風の影響が及ぶ地域である。また，降水量の少ない地域である。

消防本部の観測データ（令和元年～令和５年）によると，年間の平均気温は16.1℃，平均湿度は68.3％，平均風速は3.2ｍである。

また，年間の平均降水量は約1,322㎜，年間の平均降雪量は約0.6㎝で平成26年には年間75.9㎝の降雪があった。

第２　社会的条件

１　人口と世帯

(1) 人口と世帯

東京都心から 30ｋｍ圏にある本市は，昭和 30 年代から昭和 50 年代前半にかけて大規模な住宅団地が造成され，昭和 55 年まで急激な人口増加が見られたが，昭和 50 年代後半からは人口増加は徐々に収まってきた。その後，平成９年頃になると，東葉高速線の開通による首都圏へのアクセス速度の向上に伴い再び人口が増加傾向となり，令和２年３月には住民登録人口 20 万人に到達した。現在の人口は約 20.5 万人，世帯数は約 9.6 万世帯を数えるに至っている。平均世帯人員は，現在３人を切っており，核家族化の傾向が年々顕著になっている。特に単身世帯，２人世帯の比率は，それぞれ昭和 55 年の 11.1%，13.1%，平成２年の 18.1%，17.7%，平成 12 年の 21.9%，26.6%と目立って増加し，平成 22 年には，26.2%，29.2%と，その合計が半数を超えている。

（令和６年３月31日現在）

世帯数	人　口	人口密度（人/k㎡）	1世帯当り人口
97,500	205,965	4,008	2.11

（資料：戸籍住民課）

(2) 地域別世帯数及び人口

（令和６年３月31日現在）

地　域	阿　蘇	(うち米本団地)	村　上	(うち村上団地)	睦
世　帯　数	4,988	(3,195)	16,932	(3,800)	3,394
人　口	8,917	(5,028)	34,723	(6,038)	7,212
１世帯あたり人口	1.79	(1.60)	2.05	(1.58)	2.12
地　域	大和田	高津･緑が丘	(うち高津団地)	八千代台	勝田台
世　帯　数	28,596	17,286	(4,118)	17,805	8,139
人　口	66,008	37,851	(6,712)	34,945	16,309
１世帯あたり人口	2.28	2.19	(1.62)	1.96	2.00

（資料:戸籍住民課）

(3) 昼夜間人口

（令和２年10月１日現在）

夜間人口（A）	昼間人口（B） （A−C+D）	流出人口（C）	流入人口（D）	残留人口（E） （A−C）
199,498	169,483	58,832	30,149	140,666

（資料：国勢調査）

２　交通

(1) 道路

本市の道路網は，国道 16 号と国道 296 号（成田街道）の国道２路線，船橋印西線，幕張八千代線，千葉竜ケ崎線，八千代宗像線，千葉鎌ケ谷松戸線，大和田停車場線の県道６路線と市道 3,143 路線（令和３年３月 31 日現在）により形成されている。市域の中央部をほぼ南北に縦断する国道 16 号は，首都圏を環状にとりまく広域幹線道路であり，広域的な通過交通の増大と市内の交通需要の増大により交通量は年々増加し，市内最大となっている。また，市域の南部をほぼ東西に横

断する国道 296 号（成田街道）は，交通量も多く，２車線のため慢性的な交通渋滞を招いている。

(2) 鉄道

ア　京成本線（京成電鉄株式会社・市内 4.9ｋｍ）

市域の南端部をほぼ東西方向に走る路線である。

市内には，西から八千代台駅，京成大和田駅，勝田台駅の３駅がある。このうち八千代台・勝田台の２駅には，全車両が停車する。（八千代台駅にはモーニング・イブニングライナーも停車）

乗降客は市内で最も多い勝田台駅が１日平均47,512人，次いで八千代台駅42,892人，京成大和田駅11,776人となっている。（令和５年度・京成電鉄㈱資料）

イ　東葉高速線（東葉高速鉄道株式会社・市内 5.9ｋｍ）

東葉勝田台駅から西船橋駅（船橋市）に至る路線で，市域のほぼ中央部を東西方向に走る。

市内には，西から八千代緑が丘駅，八千代中央駅，村上駅，東葉勝田台駅の４駅があり，東葉勝田台駅は京成本線の勝田台駅と接合している。

１日平均乗降客数は，八千代緑が丘駅39,627人，八千代中央駅22,781人，村上駅6,735人，東葉勝田台駅27,439人となっている。（令和５年度・東葉高速鉄道㈱資料）

３　産業経済

本市の工業は，３つの内陸工業団地（吉橋，八千代，上高野・村上）を中心に展開され，市全体で約170事務所が立地し，金属製品製造業が主体となっている。（2023年経済構造実態調査　製造業事業所調査）

小売商業は，市内にある京成本線の３つの駅周辺に商業施設のまとまりが見られる。特に京成本線八千代台駅，勝田台駅周辺地区は，個性ある商業施設の集積により，地域型商業地として形成されている。また，東葉高速線の八千代緑が丘駅，村上駅の２つの駅周辺地区は，大型店舗を中心とした商業地域が形成されている。

農業は，野菜，果樹，畜産など都市近郊型農業で，令和２年２月１日現在（2020年農林業センサス），経営耕地面積（農業経営体）は約649ha，農業経営体数は420戸（うち主業農家125戸）となっている。

４　土地利用

本市は，市域の南端を走る京成本線沿線地域から北方向へ市街化が進展したため，市域の南部や中部地域の一部に都市的土地利用が多く分布している。市街地は，京成本線・東葉高速線沿線や国道16号・国道296号（成田街道）等の周辺に形成され，既成市街地である八千代台・大和田・勝田台地区，米本・高津・村上の３団地及び新市街地である緑が丘・ゆりのき台地区等が人口集中地区となっている。

商業地は，京成本線の八千代台・京成大和田・勝田台，東葉高速線の八千代緑が丘・八千代中央・村上・東葉勝田台の各駅を中心に形成されている。

工業地は，南北の中間に位置する中部地域に，八千代，吉橋，上高野・村上の３工業団地が形成されている。

農地は，市域のほぼ中央部を南北に流れる新川と，これに注ぐ神崎川，桑納川等の沿岸に水田が展開し，また北部地域や中部地域の一部台地では，畑地や樹園地として利用されている。さらに，北部地域には農地のほか山林も多く残されている。本市の土地利用の状況を大きく３つの地域に分けると，次のようになる。

(1) 市域の南部（おおむね国道296号周辺から南側）･･･京成本線沿線を中心に市街地が形成された既成市街地
(2) 市域の中央部（おおむね国道296号周辺から国道296号バイパスまで）･･･東葉高速線沿線を中心に比較的新しい市街地が形成されるとともに，工業団地や市街化調整区域が含まれる複合市街地
(3) 市域の北部（おおむね国道296号バイパスから北側）･･･農地が広がり，多くの自然環境が残されている自然環境保全地域

都市計画法に基づく都市計画区域は，全市域に指定されている。このうち市街化区域は令和６年３月末現在で全市域の約45％にあたる2,303haとなっている。

また，用途地域の指定は，住居系約81.1％，商業系約4.5％，工業系約14.4％となっている。

第４節　防災ビジョン

第１　基本方針
第２　基本目標

防災行政を防災担当部の任務に留めることなく，市・防災関係機関を始め，市民，事業所，団体等が総力を挙げて取り組むべきものとなるよう，次の方針，目標を掲げる。

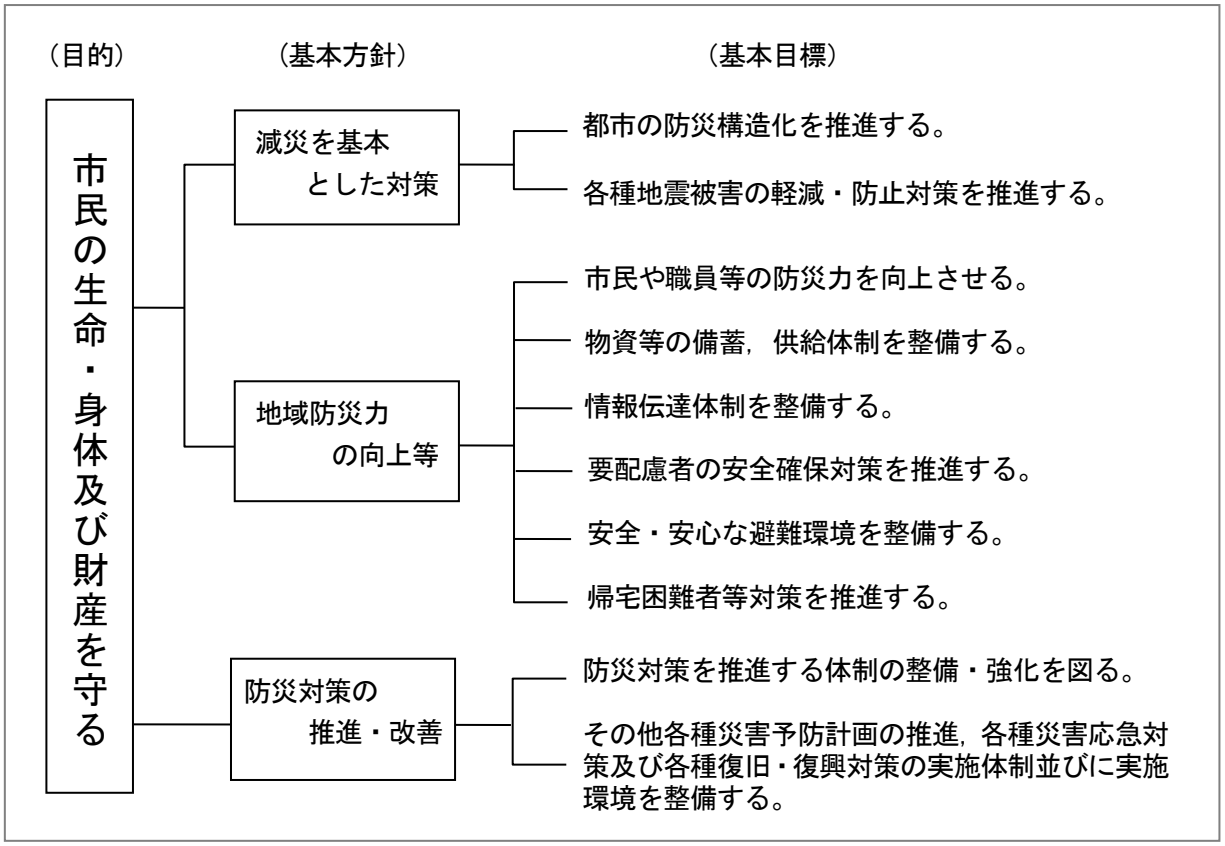

第１　基本方針

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえ，次の３点を計画の基本方針とする。

(1) 減災を基本とした対策

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため，災害時の被害を最小化する「減災」を基本として防災対策を進める必要がある。

このため，被災した場合にも人命が失われず，経済的被害ができるだけ少なくなるよう，減災の考え方を普及するとともに，ハード対策，ソフト対策等，様々な対策を効果的に組み合わせて地域の被害を最小限に抑えられるように施策を推進する。

(2) 地域防災力の向上等

大規模災害では，市を始めとする防災関係機関の「公助」，市民及び事業者等の「自助」及びそれらが連携した「共助」による防災力を最大限発揮することで，地域の被害を最小限に留めることができる。

このため，それぞれの役割や連携のしくみを明らかにして，防災・減災の取組みを推進し，八

千代市地域の防災力を向上させる。

(3) 防災対策の推進・改善

本計画は，八千代市地域の防災体制や各種防災対策を総合的に定めた基本計画である。

このため，八千代市国土強靭化地域計画（令和３年３月）をはじめとする防災・減災関連の各種計画を推進するほか，災害応急対策及び復旧･復興対策の業務マニュアルを作成するとともに，八千代市業務継続計画（ＢＣＰ）震災編（令和４年 11 月）や本計画に基づく各種対策の実施を推進する。

また，本計画やマニュアル等を随時点検・修正し，本市の地域性や災害の教訓等を踏まえた内容としていく。

第２　基本目標

市民の生命，身体及び財産を災害から守るため，本計画の全体を通じて達成すべき基本目標は次のとおりとする。

(1) 減災を基本とした対策

ア　都市の防災構造化を推進する。

市街地開発事業等による市街地整備，八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例による土地利用の誘導，防火地域及び準防火地域の指定，緑の基本計画（平成30年３月）による公園・緑地等のオープンスペースの整備等を推進することで市街地の不燃化や延焼遮断帯の形成を図り，地震時の延焼火災を防止，軽減する。

また，八千代市耐震改修促進計画（令和３年４月）を推進し，防災上重要な公共建築物のほか，不特定多数の者が利用する建物及び住宅等の耐震化率を向上させることで，防災拠点の機能不全を防止するとともに，建物の倒壊等による人的被害を軽減させる。

その他，ライフライン施設や道路・鉄道等の公共施設の耐震や液状化等の対策及び被災時の応急復旧体制等を推進することで，災害時のライフラインや公共交通機能の低下を軽減する。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第２節 都市防災構造化の推進（震災2-*～2-*），第４節　都市公共施設の災害対応力の強化（震災2-*～2-*)】

イ　各種地震被害の軽減・防止対策を推進する。

建築物等の防火対策や消防力の充実･強化策を推進することで，火災の拡大を抑制し，また，地震火災による被害を軽減させる。

また，地盤の液状化対策，土砂災害警戒区域における警戒避難体制等の整備，ブロック塀の生垣化，家具・大型家電の固定等を推進することで，地震時の崩壊，倒壊，転倒及び落下物等による人的被害の軽減を図る。

その他，危険物等の地震対策を推進することで，地震に伴う危険物等の漏えい，汚染，爆発等を防止する。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第３節 地震被害の軽減・防止（震災2-*～2-*)】

(2) 地域防災力の向上等

ア　市民や職員等の防災力を向上させる。

災害資料等の収集・保管・閲覧，自主防災組織リーダー研修，園児・児童・生徒用の「防災の手引き」の作成・普及等により，市民等の防災意識と知識を向上させる。

また，市及び防災関係機関は，職員研修，職員用防災ハンドブックの作成・普及等を推進することで，職員の危機管理能力を向上させる。

その他，市総合防災訓練を始め，多様な主体が参加する各種防災訓練を実施することで，災害時の行動手順や防災資機材の操作方法等を習得するとともに，状況判断力の向上を図る。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第９節 防災基礎体力の向上（震災2-*～2-*)】

①　防災教育，災害の伝承等の強化

大規模災害では，市民等の行動が生死を分けるため，平常時から正しい知識を持ち，自ら考えて行動することが重要である。

「自分の命は自分で守る」とする自助の取組みを家庭や地域，幼少期からの防災教育等で普及するとともに，過去の災害の教訓を伝承し，市民の防災意識の向上を図る。

②　自主防災組織の強化

阪神・淡路大震災では，建物の倒壊などで生き埋めとなった被災者の多くを地域住民の力で救出したほか，東日本大震災でも，避難生活において地域のつながりが大きく貢献した。

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化から，本市においても地域コミュニティの弱体化が問題となっていることから，「自分たちの地域は地域のみんなで守る」とする共助の考え方の重要性を再認識し，自主防災組織の機能や組織の中核となる人材育成などを強化する。

③　民間との連携の強化

阪神・淡路大震災以降，行政機関と民間団体・企業等との災害協定が進んできており，本市でも様々な分野での連携を進めてきた。

これらの連携の輪をさらに広げ，災害時に民間団体・企業等の防災力が最大限発揮されるように，防災関係機関や地域との連携体制を強化する。

イ　物資等の備蓄，供給体制を整備する。

家庭や事業者における最低３日，推奨１週間分の食料，飲料水，生活必需品等の備蓄を推進することで，災害直後の自助・共助による生命維持を確保する。

また，市は，八千代市防災備蓄計画（令和３年11月）に基づき，被害想定を考慮した食料等の分散備蓄及び防災倉庫の整備等を推進するほか，その他必要な救援物資等を調達するための災害協定を推進することで，自助・共助を補完し，また，備蓄が困難な物資等を速やかに確保できるようにする。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第８節 備蓄・物流体制の整備（震災2-*～2-*)】

ウ　情報伝達体制を整備する。

東日本大震災では，電話回線だけでなく，比較的災害に強いと指摘されていた携帯電話等の通信回線も麻痺したほか，被災市町村の中には，防災行政用無線の一部が被災し，警報等の伝達，本部と現場との通信に多大な支障が発生した。

また，耐震性の問題はなくとも，非常電源の不足，無線機操作の認知不足により，通信機能が発揮できないケースも発生した。

このため，既存の通信機器について耐震性や非常電源等も含めて再度点検・強化するほか，利用可能な通信手段を拡充し，情報連絡系統の多重化を図る。

また，通信機器の操作研修，非常通信訓練等を推進し，通信の担い手を確保する。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第１節 第３ 情報連絡機能の整備・強化（震災2-*～2-*)】

エ　要配慮者の安全確保対策を推進する。

東日本大震災では，東北３県の死亡者の約３分の２を60歳以上が占めており，高齢者の災害リスクが高かったことが明らかになっている。

本市も高齢化が進展し，特に新興住宅地等で今後さらなる対策の充実が求められると予想されることから，地域と一体となって対策を進めるため，八千代市災害時要配慮者支援基本計画（令和５年４月）を推進し，避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成，福祉避難所の運営体制等を整備することで，在宅の高齢者や障害者等の被害を軽減する。

また，要配慮者利用施設においても，施設の防災性の確保，防災訓練等を推進することで，入所・通所する要配慮者の安全確保，医療・福祉サービス機能の継続を図る。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第11節 要配慮者の安全確保対策（震災2-*～2-*)】

オ　安全・安心な避難環境を整備する。

東日本大震災では，避難所生活における更衣室の設置や女性向けの物資の不足等，様々な場面で，男女双方のニーズの違いへの配慮が必要であることが認識された。

指定避難所について，耐震対策や液状化対策，プライバシーの確保等を含む避難生活に配慮した設備や資機材の整備等を推進することで，避難者の安全と安心を確保する。

また，自主防災組織等で構成する避難所運営委員会の組織化を推進することで，災害時の避難所の自主運営体制を確保しておく。

さらに，災害対策において男女双方の視点に配慮するため，防災体制や対策の推進に当たっては，女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れる。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第５節 安全避難の環境整備 （震災2-*～2-*)】

カ　帰宅困難者等対策を推進する。

鉄道や幹線道路等の被災や長期不通に際しては，市内の通勤・通学者，旅客等が一斉に帰宅した場合，市内の幹線道路は渋滞し，緊急車両の通行障害や救命率の低下が予想される。「むやみに移動を開始しない」とする基本原則を市民や事業者等に周知徹底することで，地震時の渋滞や救命率の低下を防止，軽減する。

このため，大規模災害時の一斉帰宅の基本原則や安否確認手段を普及するとともに，一時滞在の受入れや帰宅支援体制の整備等を推進する。

また，企業や学校での食料等の備蓄を推進することで，地震時に施設内に待機できる体制を確保する。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策（震災2-*～2-*)】

(3) 防災対策の推進・改善

ア　防災対策を推進する体制の整備・強化を図る。

市は防災対策推進委員設置要領に基づいて職員研修や訓練を実施し，防災計画の普及や各職場の防災対策を推進する。

また，県や防災関係機関との連携を強化し，災害予防計画や災害応急対策計画等を総合的かつ円滑に実施する体制を確保する。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画 第１節　防災体制の整備・強化（震災2-*～2-*)】

イ　その他各種災害予防計画の推進，各種災害応急対策及び各種復旧・復興対策の実施体制並びに実施環境を整備する。

八千代市地域防災力向上計画(令和６年10月)など，本計画の予防計画のアクションプランや災害応急対策及び復旧・復興対策の業務マニュアルの作成，点検を推進し，予防計画の進捗管理や災害対策業務の円滑化を図る。

また，国や県の防災計画の修正，市内の社会条件や災害環境の変化及び防災訓練や実際の災害対応等を踏まえて，本計画やマニュアル等を随時点検し，内容の見直し，改善等を行う。

【主な関連施策：震災編 災害予防計画，災害応急対策及び災害復旧・復興計画全般】